

議案第94号 特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号。以下「法」という。）により、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われたことから、新たな農業委員会制度で新設される農地利用最適化推進委員の報酬を定めるとともに、本市の農業委員会には部会を置かないこととするため、部会長等の報酬規定を削除するもの。

特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年小松島市条例第36号)新旧対照表

現行				改正後（案）				備考	
別表(第1条関係)				別表(第1条関係)				改正	
種別	職名	報酬		備考	種別	職名	報酬		
		区分	金額(円)				区分		金額(円)
(略)					(略)				
農業委員会	会長	月額	16,700		農業委員会	会長	月額		16,700
	副会長	〃	14,300			副会長	〃		14,300
	部会長	〃	14,300			委員	〃		11,000
	副部会長	〃	11,900			農地利用最	〃		11,000
	委員	〃	11,000			適化推進委			
(略)				(略)					